

祖父母孫家庭等の児童の心身の健やかな成長を支える

奥出雲町祖父母孫家庭等応援手当支給制度について

この手当は平成23年4月より、父母の離婚等により児童が父母以外の親族により養育されている家庭等の経済的安定と児童福祉の向上を図るために支給しています。

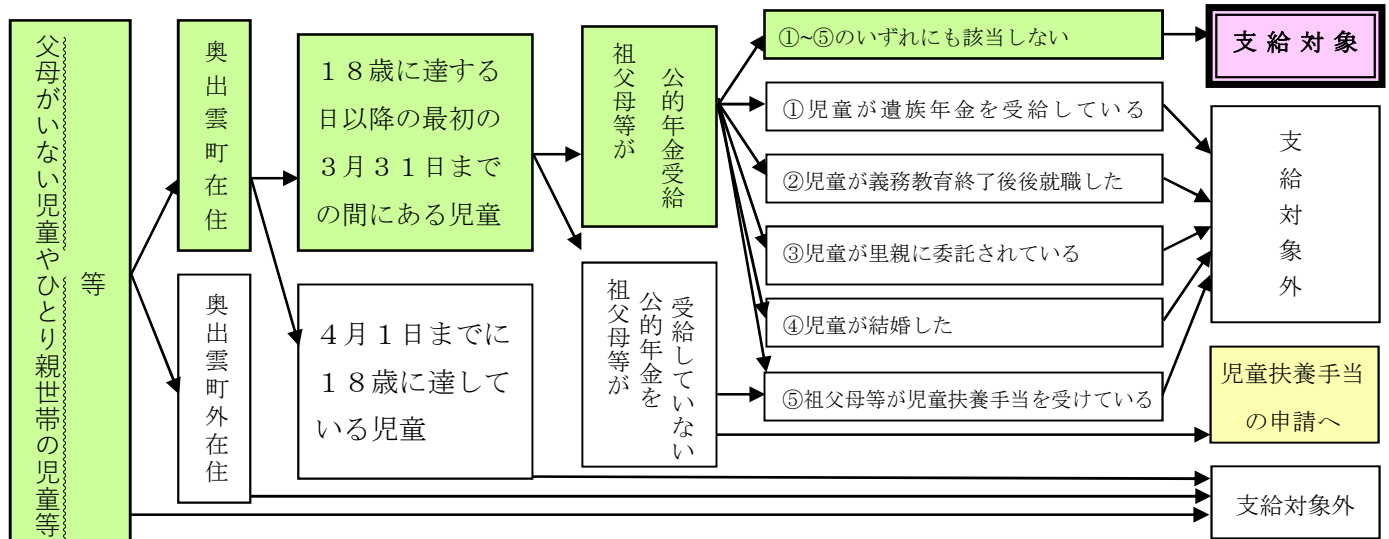
■手当を受けることができる人（支給要件）

次の条件に当てはまる18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している祖父母等が受給できます。

①父母がいない児童

②父母が監護をしない児童

ただし、本町に住所を有しないとき、児童扶養手当を受けているとき、遺族年金を受給しているとき、義務教育終了後就職したとき等は支給されません。



詳しくは奥出雲町福祉事務所にお問い合わせください。

■手当額

月を単位として、対象児童が1人の場合 10,000円

対象児童が2人以上の場合 2人目以後の児童数に5,000円を乗じた額を加算

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の6期にそれぞれの支給月の前月分までを支給します。

(毎年8月に現況届が必要になります)

■支給制限

前年の所得(年間の収入金額から給与所得控除などを控除した額)が次の表にある額以上であるときは、手当は支給されません。

扶養親族等の数	
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円
以降1人につき	380,000円/加算

【お問い合わせ先】

奥出雲町福祉事務所 福祉係 電話 54-2541 有線 31-5000 (内線: 5390)